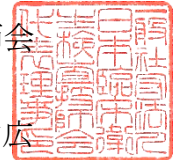


2 日臨技発第 5 号
令和 2 年 4 月 7 日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長職務代行
代表理事副会長 横地 常広



医療法施行規則の一部を改正する省令等の交付について

謹啓 陽春の候、貴会におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、日本臨床衛生検査技師会の事業活動にご協力いただきありがとうございます。

今般、放射線診療従事者等の眼の水晶体に受ける等価線量に係わる限度等を改めることとし、医療法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 81 号。以下「改正省令」という。)が令和 2 年 4 月 1 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行される旨、(令和 2 年 4 月 1 日付け医政発第 0401 第 8 号 厚生労働省医政局長通知)、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛が発出された旨、(令和 2 年 4 月 1 日事務連絡 厚生労働省医政局地域医療計画課)があったので、改正省令の内容について御了知いただくとともに、貴会会員に対して周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知については、本会ホームページにも掲載致しますので、ご承知ください。

謹白

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7
電話 03-5767-5541 FAX03-3768-6722
担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男